

改定内容【都城市に住所を有しない者】

区分		現行	改定後
		<u>R7.3.31 まで</u>	
遺体	12 歳以上	<u>45,000 円</u>	<u>56,000 円</u>
	12 歳未満	<u>29,000 円</u>	<u>37,000 円</u>
死産児		<u>12,000 円</u>	<u>17,000 円</u>
改葬遺骨		<u>12,000 円</u>	<u>17,000 円</u>
産胎物		<u>4,000 円</u>	<u>5,000 円</u>
肢体の一部		<u>6,000 円</u>	<u>8,000 円</u>

※改定後使用料の適用：斎場利用許可書の日付が令和 7 年 4 月 1 日以降

※改定前使用料の適用：斎場利用許可書の日付が令和 7 年 3 月 31 日まで